

## 工事等契約に係る指名停止等の措置について

京都府道路公社

- 1 京都府道路公社の工事等契約に係る指名停止に当たっては、京都府が定める工事等契約に係る指名停止等の措置要領（以下「府要領」という。）を次のとおり読み替えて準用することとする。
  - ① 「府が」又は「府の」を「京都府道路公社が」又は「京都府道路公社の」と読み替える。
  - ② 「京都府が」を「京都府道路公社が」に読み替える。
  - ③ 「知事は」又は「知事又は」を「京都府道路公社理事長は」又は「京都府道路公社理事長又は」と読み替える。
  
- 2 府要領第7条第1項に定める指名停止の通知は、京都府道路公社発注（京都府からの受託工事等は除く）に係るもの又は京都府道路公社職員に対する贈賄に係るものについてのみ行う。
  
- 3 府要領第13条第2項に定める公表は、上記2により指名停止の通知を行ったものについてのみ行う。

(参考) 措置について代表具体例

■ 別表1 事故等に基づく措置基準

① 安全管理措置の不適切により生じた公衆損害事故

事 象	措置要領	期 間
道路公社が発注する工事等における事故の場合	京都府道路公社が発注する工事等における事故	6 箇月 (死亡者等) 3 箇月 (負傷者等)
京都府が発注する工事等における事故の場合	府内の他の工事等における事故	3 箇月 (死亡者等) 2 箇月 (負傷者等)

② 安全管理措置の不適切により生じた工事等関係者事故

事 象	措置要領	期 間
道路公社が発注する工事等における事故の場合	京都府道路公社が発注する工事等における事故	2 箇月 (死亡者) 1 箇月 (負傷者)
京都府が発注する工事等における事故の場合	府内の他の工事等における事故	1 箇月 (死亡者) 1 箇月 (負傷者)

■ 別表2 不正行為等に基づく措置基準

① 談合等

事 象	措置要領	期 間
道路公社の発注における談合等の場合	京都府道路公社の発注における談合等	36 箇月
京都府の発注における談合等の場合	府内における談合等	18 箇月